

# 平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（**新設**・拡充・延長・その他）

No	4	府省庁名 内閣府地方創生推進室
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	新たな都市農業振興制度の構築に伴う税制上の所要の措置	
要望内容（概要）	地方創生の観点から都市農業の重要性を鑑み、都市農業が安定的かつ確実に継続されるよう、都市農業振興基本法に基づく都市農業振興基本計画を踏まえ、必要な税制上の措置を講ずる。	
関係条文	〔 〕	
減収見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的 都市農地を保全し、良好な都市環境を形成するとともに、都市農業の振興を図り、地方創生を実現することを目的とする。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年4月に施行された都市農業振興基本法においては、都市農業の安定的な継続とその機能の発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的とされ、国及び地方公共団体は、土地利用に関する計画及びこれに基づく措置を踏まえ、都市農業が安定的かつ確実に継続されるよう、都市農業のための利用が継続される土地に関し、必要な税制上の措置を講じるものとしてとされている。</li> <li>同基本法に基づき、都市農業振興基本計画が平成28年5月に閣議決定され、同基本計画において、             <ul style="list-style-type: none"> <li>「都市計画上の意義が認められる農地のより確実な保全を図る観点から、都市計画制度の充実を検討する」</li> <li>「現行制度上、生産緑地地区の指定の対象とされていない500㎡を下回る小規模な農地や、農地所有者の意思に反して規模要件を下回ることになった生産緑地地区については、都市農業振興の観点も踏まえ、農地保全を図る意義について検討した上で、必要な対応を行う」</li> <li>「都市農業振興上の位置付けが与えられた市街化区域内農地（生産緑地を除く。）について、一定期間の農業経営の継続と農地としての管理・保全が担保されることが明確なものに限り、その保有に係る税負担の在り方を検討する」</li> <li>「農地の貸借を推進する必要があることから、都市農業振興上の位置付けが与えられた生産緑地等について、貸借されているもの（市民農園利用を含む。）に係る相続税納税猶予の在り方を検討する」</li> </ul> </li> </ul> <p>とされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今般、都市農業振興基本計画に基づき検討される措置を踏まえ、必要な税制措置を講じる必要がある。</li> </ul>	
本要望に対応する縮減案		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	新たな都市農業振興制度の構築に伴う税制上の所要の措置（国税） 都市農地の保全のための措置の充実に伴う所要の措置（国税、地方税）（国土交通省）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	都市農業振興に関する所要の税制措置の検討（平成 28 年度要望）